



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 広島銀行
 代表者名 取締役頭取 池田 晃治
 (コード番号 8379 東証第 1 部)
 問合せ先 総合企画部長 前田 昭
 (TEL 082-247-5151)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日の取締役会において、「定款一部変更」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 104 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 株主総会の運営をより機動的に行うため、現行定款第 16 条（議長）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役の人員適正化と経営意思決定の迅速化による経営効率化を図るため、現行定款第 21 条（取締役の員数）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第 23 条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 16 条（議長）株主総会の議長は <u>会長</u> がこれにあたる。 <u>会長に欠員または支障あるときは頭取がこれにあたる。</u> 頭取また支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第 16 条（議長）株主総会の議長は <u>頭取</u> がこれにあたる。 <u>(削除)</u> 頭取に欠員または支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
第 21 条（取締役の員数）当銀行の取締役は <u>20</u> 名以内とする。	第 21 条（取締役の員数）当銀行の取締役は <u>15</u> 名以内とする。
第 23 条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	第 23 条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日（木）
 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

以 上

【本件に関するお問合せ先】TEL：082-247-5151
 総合企画部 広報・地域貢献室 室長 谷口 好朗